

COVID-19 を理由に内定取消または解雇された会員・入会申請者の会費免除について

一般社団法人 東京都作業療法士会
事務局長 中里 武史

一般社団法人日本作業療法士協会より 2020 年 5 月 16 日の理事会決定とし、今般の非常事態のなかで COVID-19 を理由に内定取消または解雇された会員や入会希望者を支援するための特例的な会費免除制度導入についての報告がありました。

東京都作業療法士会においても「協会員＝士会員」推進の観点から、一般社団法人東京都作業療法士会において日本作業療法士協会の会費免除が受理された会員・入会申請者につきまして会費免除の対応を実施いたします。該当する会員は下記の要領で申請を行ってください。

申請方法

- 1) 次の書類をご用意いただき、東京都作業療法士会事務局宛てに郵送してください。
 - ①会費免除申請書（東京都作業療法士会所定の様式）
 - ②日本作業療法士協会の会費免除受理の通知書
- 2) 初めて就職される新卒者で、入会を希望される方の場合、入会申請と会費免除申請の両方の手続きが必要となりますので提出方法等については事務局までお問い合わせください。
- 3) 封筒には「会費免除申請書類在中」と添え書きを明記してください。

申請書類送付先

一般社団法人 東京都作業療法士会 事務局宛
〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-4-1 新宿 Q フラットビル 501

申請期限予定

2020 年 11 月 30 日必着 （状況により延長する可能性もあります）

問い合わせ先

東京都作業療法士会ホームページのお問い合わせフォーム「会員手続き（入退会、更新、会費等）について」よりご連絡ください。

結果の通知

申請書類を審査したうえで、結果につきましては書面で通知いたします。